

東広島市災害実績条件付一般競争入札試行要領

令和3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、東広島市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日制定）第4条第3項第2号ア（カ）の規定に基づき、災害復旧工事を受注した建設業者を評価することにより、災害復旧工事の受注を促進し、災害からの早期復旧を図ることを目的とする災害実績条件付一般競争入札の試行について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 災害実績条件付一般競争入札の対象となる工事は、請負対象設計金額（税込）が500万円以上の土木一式工事のうち、東広島市建設業者等選定審査会が選定した工事とする。

(入札に参加する者に必要な資格)

第3条 災害実績条件付一般競争入札に参加しようとする者は、平成30年度以降に本市が発注した災害復旧工事（土木一式工事に限る。）を3件以上受注した者とする。

2 前項の資格には、別の事項を付加することを妨げない。

(その他)

第4条 この要領に定めのない事項については、東広島市建設工事等条件付一般競争入札実施要領のほか関係要綱等に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。